

## 宇沢弘文先生と地球温暖化問題

顧問（埼玉学園大学経済経営学部教授）花崎 正晴

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が2023年3月20日に公表した第6次評価報告書の統合報告書は、「人類が温室効果ガスの排出により大気、海洋そして地表の温暖化を引き起こしたことは、疑う余地がない（unequivocal）」と断定し、「今後10年間に行う選択や実施する対策は、数千年先まで影響を及ぼす」と警鐘を鳴らしている。この気候変動問題の深刻度合いについては、2015年12月にパリで開催されたCOP21（第21回国連気候変動枠組条約締約国会議）で採択されたパリ協定に盛り込まれた「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて1.5℃以内に抑える努力を追求する」という基準が重要となる。しかし、WMO（世界気象機関）は、2024年の世界平均気温が産業革命以前と比べて1.55℃高かったと発表した。年間を通じた平均でこの「1.5℃の壁」を越えたのは、観測史上初めてのことである。

このように深刻化する気候変動の問題に、経済学者としていち早く問題の本質を把握し、有意義な分析と建設的な政策提言を実施してきたのが宇沢弘文先生である。宇沢先生は、10年以上におよぶアメリカでの研究生生活を終え、1968年に帰国して東京大学経済学部で教鞭を執る一方、当時の日本開発銀行設備投資研究所の顧問に就任された。私自身は同研究所において、幸運にも先生から長年ご指導を受ける機会を得ることができた。

宇沢先生がその構築におよそ50年に及ぶ精力をつぎ込んでこられたのが、「社会的共通資本」の体系である。社会的共通資本とは、人々がゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を安定的に維持することを可能にするような自然環境や社会的制度を指す。いわば、人間が人間らしく生活していくうえで、社会の基本的な条件を規定するものである。社会的共通資本の体系のなかでも、中心的な存在が自然環境である。なかでも地球温暖化は、人類の生活のあらゆる側面に大きくかかわり、現世代だけでなく将来の世代にも深刻な悪影響を及ぼす。宇沢先生は、1990年代初頭、まだ気象関係学者しか認識していなかった段階から地球温暖化問題に強い関心を持たれており、この問題に関する研究拠点として、1993年に設備投資研究所内に「地球温暖化研究センター」が開設された。

1995年11月に箱根と東京大手町で4日間にわたり開催された設備投資研究所主催の「環境と持続的発展に関する国際シンポジウム」では、宇沢先生のリーダーシップのもと、ケネス・J・アロー、デール・W・ジ

ョルゲンソン、ウィリアム・D・ノードハウス、黒田昌裕、石川経夫、岩井克人、奥野正寛、浅子和美といった当代一流の22名の経済学者が参加し、有意義な議論を展開した。

宇沢先生の理論的分析の概要は次のとおりである。温暖化をもたらす大気中のCO<sub>2</sub>の蓄積量が、限界的に1単位増えたときに現在から将来にかけて引き起こされる社会的便益の減少の割引現在価値を「CO<sub>2</sub>の帰属価格」と定義する。そして、すべての経済活動に対して、各々が大気中に排出するCO<sub>2</sub>量に応じ、その帰属価格に基づいて評価された額を課税することによって、将来世代にわたって大気の安定性を回復することができる。この仕組みが「炭素税」である。ただし、ここで適用した帰属価格の概念は、あくまで世代間の資源配分に関して効率的かつ公正な配分メカニズムを導出するものであり、国と国との間の資源配分の観点からは必ずしも最適とはいえない。そこで宇沢先生は、CO<sub>2</sub>の帰属価格をそれぞれの国の一人当たり国民所得に比例するように設定するとき、大気中のCO<sub>2</sub>の蓄積量が長期的に最適な水準に近づくことを示した。つまり、豊かな国は相対的に高い税額を支払い、発展途上の貧しい国は税金が安くてすむという仕組みである。さらに宇沢先生は、「大気安定化国際基金」構想を提言している。これは、徴収された炭素税を国際的な基金とし、熱帯雨林の保護や途上国の省エネ技術開発、代替エネルギー開発といった温暖化対策に分配する構想である。

このような地球環境問題の解決に向けた学術的研究が評価され、宇沢先生は2009年、地球環境問題に関する国際賞である「ブループラネット賞」を、経済学者として初めて受賞された。経済学者としての同賞受賞は、宇沢先生の研究が地球環境問題に対して極めて先駆的であり、理論と政策提言の両面で重要な意味を持つものであることを世に示したといえる。

1997年12月に採択された京都議定書によって、一時的に盛り上がりを見せた気候変動への関心は、その後、国際政治の停滞とともに急速に萎んでいく。それがようやく、パリ協定を境にして具体的な政策への落とし込みがなされるようになった。宇沢先生は、パリ協定締結の前年である2014年秋にご逝去された。激動する現下の情勢に対し、宇沢先生がどのような発言をされるか、今やそのお声を聴くことができないのが残念でならない。

本資料の内容や見解はすべて執筆者個人に属するものであり、株式会社日本政策投資銀行の見解を反映するものではありません。また当行は、掲載されている情報の正確性・確実性を保証するものではなく、本資料の利用に関して生じたいかなる損害について責任を負うものではありません。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

<お問い合わせ先>

株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所

TEL:03-3244-1890 E-mail: sesomu@dbj.jp